

| 質問項目   | 回答  |
|--|---|
| 1 総論   |   |
| ①営業時間短縮要請の期間は？                               | 1月14日（木）0時から2月7日（日）24時までの25日間が対象になります。  |
| ②要請の対象となる区域は？                                | 京都府全域   |
| ③対象と店（業種又は業態）は？                              | 別紙「施設の使用制限対象施設一覧」参照   |
| ④営業時間短縮は何に基づくものか？                            | 飲食店、喫茶店や遊興施設（バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づく要請です。<br>それ以外の施設については、特措法によらない協力依頼です。 |
| ⑤飲食店等に対する「営業時間短縮要請」とそれ以外の施設に対する「協力依頼」の違いは？   | 「営業時間短縮要請」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（第24条第9項）に基づくものです。一方、「協力依頼」は、特措法によらない、いわゆる協力のお願いです。  |
| 2 営業時間短縮要請                                   |   |
| ①なぜ、営業が5時から20時？終了時刻を20時とした根拠は？               | 府民のみなさまに、20時以降の外出自粛を呼びかけしていることも考慮し、20時には閉店（営業を終了）していただくこととしたものです。<br>なお、酒類の提供については11時から19時までとさせていただきますようお願いいたします。           |
| ②営業時間短縮要請はいつ終わるのか？2月7日以降も続けるのか？              | 現在のところ要請期間は2月7日までですが、7日以降も感染拡大防止にご協力をお願いします。今後（の時間短縮要請等）については、府内の感染状況等を見極めながら対応方針を決定していきます。                                 |
| ③なぜ、その業種だけの営業時間短縮要請をするのか？                    | 府内や他府県の感染動向から飲食店での感染が多いことから、飲食店の営業時間を短縮し、新規陽性者の発生を徹底的に抑制しようとするものです。   |
| ④酒類の提供は19時までとあるが、酒類のラストオーダーは19時に行ってもよいのか？    | ラストオーダーではなく、酒類をお客様に提供する時間が19時までとなります。19時までに提供した酒類を、その後お客様が飲食しているのは問題ありません。  |
| ⑤20時までに営業を終了しないといけないのか？食べ物の提供を20時までとすればいいのか？ | 営業を終了していただくようお願いします。  |
| ⑥20時までに営業終了とはどういうことか。                        | 20時までに店内にお客様がいない状態にしていただくようお願いします。  |
| ⑦現在の営業時間が5時から20時までの場合、要請の対象か。                | 対象外です。  |
| ⑧インターネットカフェ、マンガ喫茶は対象か？                       | 国の方針を踏まえ、宿泊を目的とする利用が相当程度見込まれる施設でもあることから、対象外です。<br>しかし、飲食店として、飲食業許可を受け飲食をメインとされている場合は、時間短縮要請の対象となります。                        |
| ⑨ライブハウスは対象か？                                 | ライブハウスは飲食店ではないので原則営業時間短縮要請の対象外で、特措法によらない協力依頼の対象です。ただし、食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ特措法に基づく要請の対象です。                      |
| ⑩ホテル・旅館の宴会場での飲食は対象か。                         | 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、宿泊客以外にも飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。  |
| ⑪ホテルや旅館等の宿泊施設において、飲食を提供する場合は対象か。             | 食品衛生法の飲食店営業の許可を受け、飲食の提供を行っていただければ営業時間短縮要請の対象です。ただし、宿泊客のみを対象に、宿泊の一環として提供される場合は対象外です。   |
| ⑫冠婚葬祭に伴う飲食は対象か？                              | 対象外ですが、感染防止対策を実施いただくようお願いします。   |

| 質問項目  | 回答   |
|---|--|
| ⑬要請の対象外である宅配・テイクアウトサービスはどのようなものか？                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・惣菜、弁当などの持ち帰り専門の店舗</li> <li>・ケータリングなどのデリバリー専門の店舗</li> <li>・スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）</li> <li>・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー</li> <li>・飲食スペースを有さないキッチンカーや露店</li> </ul> |
| ⑭飲食店等が20時で閉店し、以降はデリバリーやテイクアウトの営業を続けてもよいのか？              | 大丈夫です。   |
| ⑮施設内にいくつか要請対象店舗がある。この場合、施設全体で営業時間短縮しないといけないか？           | 施設全体ではなく、対象店舗のみ営業時間短縮にご協力をお願いします。  |
| ⑯要請に応じて営業時間を短縮するぐらいなら休業しようと考えているが、この場合、要請に応じていることになるのか。 | 要請に応じていることになります。   |
| ⑰ショッピングセンターのフードコートは営業時間時短要請の対象か？                        | 20時以降も営業している飲食店のテナントは要請の対象となります。   |
| ⑱屋台や露店、キッチンカーは営業時間短縮要請の対象か？                             | 移動を前提とした露店・屋台・キッチンカーは、要請の対象外です。  |
| ⑲既に予約が入っているので断れないが、期間中全ての日を営業時間短縮しなければならないのか。           | ご理解とご協力をお願いします。なお、協力金は期間中全ての営業日において時間短縮又は休業していただいた場合に支給対象となります。なお、準備の都合上、1月14日から時短営業を行うことが困難な場合であっても、遅くとも1月18日から2月7日まで時短営業を行ってください。その場合、20時までの時短営業を開始した日以降が支給対象となります。  |